

## 札幌市防犯対策強化整備補助金交付要綱

(平成29年7月21日 子ども未来局長決裁)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市内の私立認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）を運営する事業者が、就学前教育・保育施設整備金交付金（以下「交付金」という。）に係る防犯対策整備事業を実施するに当たり、予算の範囲内において交付する補助金に関し、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助の対象とする事業（以下「事業」という。）は、保育所等が行う次の各号に掲げる防犯対策強化整備事業であり、自己所有物件に係る整備に限るものとする。

(1) 門、フェンス等の外構の設置・修繕等

(2) 非常通報装置等の設置に必要な防犯対策の強化に係る整備

2 補助金は、前項各号につき、1施設1度限りの交付とする。

3 小規模保育事業所について、札幌市家庭的保育事業等指導監査実施要綱（平成28年6月1日子ども未来局長決裁）第14条にて監査結果等を公表する対象になっており、補助金の募集開始時点で、当初市が定めた期限を超えて監査結果に対する改善が確認できていない場合は対象としない。

4 認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園について、札幌市社会福祉法人・施設指導監査要綱（平成9年4月1日民生局長決裁）9(1)において、監査結果等を公表する対象になっており、補助金の募集開始時点で、当初市が定めた期限を超えて監査結果に対する改善が確認できていない場合は対象としない。

5 幼稚園型認定こども園について、札幌市幼稚園型認定こども園指導監査実施要綱（令和3年3月31日子ども未来局長決裁）11(1)において、監査結果等を公表する対象になっており、補助金の募集開始時点で、当初市が定めた期限を超えて監査結果に対する改善が確認できていない場合は対象としない。

6 規則第5条第3項第1号から第3号に規定する者は対象者としてしない。

7 交付金の協議・申請を行った結果、その対象とならなかった事業については、補助の対象としない。

### (補助対象経費)

第3条 補助対象とする経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 防犯対策の強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費

(2) 工事事務費（工事費又は工事請負費の2.6%を上限とする。）

(3) 実施設計に要する費用

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 門、フェンス等の外構の設置・修繕等

工事請負業者2社及び札幌市の見積額のうち最も低い価格（以下「外構の設置、修繕等に係る見積額」という。）と補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い方の額に4分の3を乗じた額とする。ただし、外構の設置、修繕等に係る見積額が300,000円未満の場合は、事業の対象としない。

(2) 非常通報装置等の設置

工事請負業者2社及び札幌市の見積額のうち最も低い価格（以下「非常通報装置等の設置に係る見積額」という。）と補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い方の額に4分の3を乗じた額と1,350,000円を比較し、少ない方の額とする。ただし、非常通報装置等の設置に係る見積額が300,000円未満の場合は、事業の対象としない。

2 前項により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 事業費の支給の申請は、市長が定める期日までに、交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 配置図及び平面図(工事实施前、工事实施後)
- (2) 補助対象経費に係る見積書(2社以上で、内訳のわかるもの)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条に定める交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、交付の決定を行いその旨を通知する。

（事業の変更等）

第7条 前条の規定による通知を受けた者が、申請書又はその添付書類に記載した事業を変更、中止又は廃止（一部の変更、中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。

2 前条の規定による通知を受けた者が、申請書又はその添付書類に記載した事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 事業に係る実績報告は、事業完了後速やかに、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 建物平面図及び立面図
- (2) 対象内容の施設整備に要した金額がわかるもの（契約書及び領収書等）
- (3) 対象内容の工事の完了がわかるもの（写真等）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、申請者が規則第17条第1項各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 前項の規定は、第6条に定める補助金額の決定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を申請者へ通知するものとする。

（補助金の返還及び加算金）

第10条 市長は、前条による補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 市長は、返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第1項の規定に準じた年利で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産処分)

第11条 事業者は、事業により取得し、又は効用の増した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増した価格が単価300,000円以上の機械及び器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(帳簿等の整備、保管)

第12条 事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(仕入控除税額の報告)

第13条 事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

2 事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

3 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(様式)

第14条 この要綱の施行に関し必要な様式については、支援制度担当部長が定める。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、支援制度担当部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年7月21日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年10月26日から施行する。

この要綱は、令和3年4月27日から施行する。

この要綱は、令和4年4月13日から施行する。

この要綱は、令和5年9月6日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年1月16日から施行する。

この要綱は、令和8年5月14日から施行する。